

株式会社ネクステージ
代表取締役 広田靖治様

令和2年8月7日

〒376-0011
群馬県桐生市相生町三丁目120番地6
適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者支援群馬ひまわりの会
理事長 斎藤 匠



TEL 0277-55-1400
FAX 0277-55-1429

申入書

第1 はじめに

当会は、消費者被害撲滅を目的として、交渉ないし訴訟により、不当条項や不当勧誘等の差し止め請求を行うことができる適格消費者団体です。詳しくは、同封した消費者庁発行のパンフレットをご確認ください。

さて、当会には、貴社と自動車の売買契約を締結した消費者から、被害情報が寄せられています。そこで、当会において検討した結果、貴社が使用している売買契約書の条項は、消費者契約法に反しているものと考えられますので、以下の通り是正するよう申入れをいたします。

第2 申入れの趣旨

売買契約書「備考欄」に記載の「車両・付属品・下取りを含め契約内容の変更・キャンセルはお受けいたしかねますのでご了承ください。」の対象から貴社の「サービスサポート」を除外し、かつ当該除外が明らかになるように明記すること。

第3 申入れの理由

- 1 消費者契約法第10条 消費者の利益を一方的に害する条項の無効について

て

消費者契約法第10条は、「消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」と、消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する条項で、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものの効力を否定しています。

2 申入れの趣旨について

(1) サービスサポートの法的性格等

貴社が使用する売買契約書には、「保証費用」の欄において、「サービスサポート」という名目で一定の期間ロードサービス・エンジンオイル交換・点検・代車サービス等を一定期間受けることのできるサービスが付加されています（以下「サービスサポート契約」といいます。）。当該サービスサポート契約の法的性質は、準委任契約（民法658条）であると解されます。

(2) 消費者契約法第10条前段に抵触すること

- ① 民法上、委任契約は、各当事者がいつでもその解除をすることができるとされています（民法651条1項）。この解除権は任意規定であり、消費者契約法第10条前段の「法令中の公の秩序に関しない規定」に該当します。
- ② 貴社の売買契約書には、「車輛・付属品・下取りを含め契約内容の変更・キャンセルはお受けいたしかねますのでご了承ください。」（以下「本規定」といいます。）と解除権を認めない規定が記載されています。文言上、本規定の対象には、サービスサポート契約も含まれているため、結果として、本規定は、準委任契約の性質上顧客に当然に認められている、契約の解除権をあらかじめ放棄させ、消費者の権利を制限するものであり、消費者契約法第10条前段に該当します。

(3) 消費者契約法第10条後段に抵触すること

- ① 貴社の契約書においては、本規定の記載があるために、サービスサポート契約を締結した顧客が、サービスのすべての提供を受ける前に、契約の解除を申し出た場合においても、これを認めず、結果として、サービスの提供を受けていない部分についても消費者が全て負担しなければならないこととなります。

- ② サービスを受けていない部分については、貴社においてもサービスの提供に要する費用の支出を免れたものであり、顧客が既に支払った代金の全額に相当する額の損害が発生していることは一般的・客観的には認められません。そのため、本規定は、消費者の利益を信義則に反する程度に侵害しているといえます。

3 結論

以上からすると、本規定は、消費者契約法上、無効である内容となりますが、当会は、貴社の売買契約書から本規定を削除することを求めます。

貴社におかれましては、前記申入れの趣旨についてご検討いただき、令和2年9月7日までに書面にてご回答いただけますようお願い申し上げます。

なお、適格消費者団体として、情報提供の観点から申入れに対するご対応、ご回答の有無・内容等を当法人のホームページで公表させていただく場合もあります。

何卒、よろしくお願い申し上げます。